

平成30年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

平成30年3月2日（金）

午前10時 開 議

【再 開】	
・町民憲章朗唱		
【会議録署名議員の指名】	
日程第1	会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	
日程第2	諸般の報告	
・例月現金出納検査報告書の配布		
・出張報告		
【町長施政方針演述】	2
日程第3	町長施政方針演述	
【教育長教育行政方針演述】	12
日程第4	教育長教育行政方針演述	
【報告第1号～報告第2号】	15
日程第5	報告第1号 町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について	
日程第6	報告第2号 町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について	
【議案第1号～議案第18号・同意第1号上程、説明】	16
日程第7	議案第1号 平成30年度葛巻町一般会計予算	
日程第8	議案第2号 平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算	
日程第9	議案第3号 平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算	
日程第10	議案第4号 平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算	
日程第11	議案第5号 平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算	
日程第12	議案第6号 平成30年度葛巻町水道事業会計予算	
日程第13	議案第7号 平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）	

- 日程第14 議案第8号 平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第4号）
- 日程第15 議案第9号 平成29年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予
算（第1号）
- 日程第16 議案第10号 平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第2号）
- 日程第17 議案第11号 平成29年度葛巻町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第12号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第13号 葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第14号 葛巻町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改
正する条例
- 日程第21 議案第15号 葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第22 議案第16号 いらっしやい葛巻子育て支援住宅条例の一部を改正す
る条例
- 日程第23 議案第17号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務
の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の
協議に関し議決を求めることについて
- 日程第24 議案第18号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議
決を求めることについて
- 日程第25 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求
めることについて

平成30年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

議事日程告示年月日	平成30年2月22日（木）					
再開年月日	平成30年3月2日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成30年3月2日（金） 開議10時00分 散会12時27分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅早 遅早 席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1			6	姉帯春治	○
	2	山崎邦廣	○	7	山岸はる美	○
	3	大平守	○	8	辰柳敬一	○
	4	柴田勇雄	○	9	高宮一明	○
	5	鈴木満	○	10	中崎和久	○
会議録署名議員	4番	柴田勇雄		8番	辰柳敬一	
会議の書記	議会事務局長	服部隆行		議会事務局総務係長	村木晋介	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	健康福祉課長	檜木幸夫
	副町長	觸澤義美	農林環境エネルギー課長	中村輝実
	農業委員会会長	深澤進	建設水道課長	中山優彦
	代表監査委員	馬渕文雄	教育委員会事務局教育次長	山下弘司
	教育長	吉田信一	病院事務局長	松浦利明
	総務企画課長	丹内勉	農業委員会事務局長	千葉隆則
	政策秘書課室長	大久保栄作	総務企画課室長	波紫徳彰
住民会計課長	村中英治	総務企画課財政係長	近藤桂太	

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。
ただいまから、平成30年葛巻町議会を開会します。
本日の会議に先立ちまして、葛巻町民憲章の朗唱を行います。
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (服部隆行君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。
葛巻町民憲章
第1章 幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。
第2章 明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。
第3章 豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (中崎和久君)

ご着席ください。
以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。
ただいまから、平成30年葛巻町議会3月定例会議を開きます。
ただいまの出席議員は、9名です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
なお、本定例会議の会議日程は、本日から3月13日までの12日間とします。
本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。
これから、本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、柴田勇雄君及び8番、辰柳敬一君を指名します。
次に、日程第2、諸般の報告を行います。
はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。
次に、出張報告をします。
1月31日、盛岡広域8市町議会議長会正副議長懇談会出席のため、盛岡市に出張しました。
2月8日、盛岡市市政調査会定期研修会出席のため、盛岡市に出張しました。
2月20日、岩手県町村議会議長会定期総会及び岩手地区議会議長会議長・事務局長会

議出席のため、盛岡市に出張しました。これで、出張報告を終わります。

なお、平成29年葛巻町議会12月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、町長施政方針演述を行います。

町長。

町長（鈴木重男君）

本日、ここに平成30年葛巻町議会3月定例会議において、平成30年度における6会計の予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするにあたり、町政運営に対する私の所信と平成30年度の主要施策の概要について申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

平成29年度は、国民健康保険葛巻病院のほか、江川小学校の新改築、養護老人ホーム葛葉荘の移転新築など、町民の健康や暮らし、学びを支え続けてきた中核施設が完成し、町に新たな歴史が刻まれた年でありました。

また、町の持つ多面的な機能と資源を最大限に活用したまちづくりと、現在進めている地方創生、少子高齢化対策、人口減少対策など、優良でユニークな取り組みの実践が高く評価された地方自治法施行70周年記念式典での総務大臣表彰の受賞は、町、町民にとって大変栄誉なことでありました。

さらに、各種団体、個人などにおいても、全国レベルでの活躍で高い評価をいただいたところであります。町民の皆様の常日頃からのたゆまぬご努力に敬意を表するものがあります。

こうした中、町の最重要課題であり、全国の地方が取り組んでいる人口減少対策において、当町では、昨年11月末には約2年ぶりに前月比がプラスに転じ、年間を通じた人口動態では、県内で4番目に低い減少率となるなど、これまでの取り組みの成果が少しずつ数値に見られるなど、実感できるまでになってきております。

今後、さらに一步前進するため、これまでの取り組みを振り返り、磨きをかけるとともに、さらなる成果、実績を積み上げるための新たな取り組みにも果敢に挑戦し、課題解決への努力を続けてまいります。

平成30年度は、町の行財政運営の基本であります町総合計画・前期基本計画の3年目であります。

全国的に地方創生への取り組みが進む中、基本構想に掲げる未来を協創する高原文化のまちの実現に向け、各種施策をさらに進展させ、町の魅力をより一層高めるのはもちろんのこと、効果的な情報発信や新たな取り組みなどにより、山村のモデルとして、交流人口や移住・定住人口の増加を目指してまいります。

特にも、重点プロジェクトに掲げる魅力ある子育て・教育環境づくり、若者が住みたくなるまちづくり、新たな起業チャレンジ応援を柱に、安全で安心に暮らせるまちづくりに全力を傾け、地域資源を最大限に活かした様々な施策を進めるため、今後とも精力

的に積極果敢に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位、そして、町民の皆様のご協力をお願いするものであります。

まず、町の基本的な施策の方向であります。

町総合計画の推進につきましては、新たな発想、資源の探求、自立への挑戦、協働から協創への四つの姿勢と、こころの通い合いを大切にす、あしもの宝を磨き輝かせ、未来に向かって果敢に挑戦するの三つの視点により、それぞれの分野において諸施策を着実に進めてまいります。

また、これまで先人が築きあげてきた大切な財産と、先人のたくましい意志を受け継ぎ、町民一人ひとりがまちづくりの主役として自助・共助・公助の精神で幸せを実感できるまちを創造し、夢と誇りを持ち住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでまいります。

まず、一つ目の基本目標の地域資源を活かす“しごと”についてであります。

町が持つ様々な魅力や資源を最大限に活かし、酪農や林業の基幹産業をはじめとし、IT産業や再生可能エネルギーなど、新たに取り組んできた分野を含めた地域産業の高付加価値化とブランド化をより一層推進するため、草地畜産基盤整備事業、畜産クラスター協議会運営費補助、グリーンテージ本館改修工事、くずまき型DMO事業、移住定住コーディネーターの導入などに取り組み、山村の持つ力、魅力をより輝かせ、新規就農や起業家支援、6次産業化などにより若者の雇用創出を図り、交流人口の拡大と移住・定住を促進し、活力と賑わいのあるまちづくりを目指してまいります。

次に、二つ目の基本目標のいきいきと輝き続ける“ひと”についてであります。

次代を担う子どもたちが、様々な経験を通して、将来への夢を思い描ける機会の創出に努めるとともに、町の魅力や地域の良さが次の世代に着実に継承されるように、新しい時代に適応した教育の充実を図るため、山村留学寄宿舎整備事業、葛巻高校制服購入費助成、公営学習塾運営事業、健康管理システム導入事業、くずまきほっとライン運営支援事業などに取り組み、少子高齢化が進む中で、子どもから高齢者まですべての町民がこころ豊かで、共に支え合う思いやりのある地域社会の確立を進めてまいります。

次に、三つ目の基本目標の誰もが住みたくなる“まち”についてであります。

町が持つ自然、空間、ゆとりを大切にしながら、町民が心安らぐ快適な生活を送ることができるよう、住環境の整備を推進するとともに、安全・安心を実感できる生活基盤の充実を図るため、町道茶屋場田子線整備事業、町道葛巻浦子内線整備事業、定住促進住宅整備事業、地区公民館整備事業、庁舎建設事業などに取り組み、町民一人ひとりが主役となり、住み続けたいと思えるまちづくりに努めてまいります。

続きまして、平成30年度予算編成における各会計の予算規模について、ご説明申し上げます。

人口減少や少子高齢化などにより、町を取り巻く社会情勢が変化する中、行政ニーズも多様化しており、これからの時代に即した行政サービスを提供していくためには、安定的な財政運営を維持し、効率的かつ持続可能な行政運営を進めていく必要があります。

こうした中、一般会計における予算規模は6,123,660,000円で、前年度と比較し16.1パーセントの増であります。

歳入では、地方財政計画の基本方針及び近年の社会情勢等を踏まえて算定しており、町税は前年度と比較して3.6パーセントの増488,960,000円、地方交付税は前年度と比較し12,500,000円減の2,883,500,000円としたところであります。

また、性質別歳出では、普通建設事業費が1,560,180,000円で、前年度と比較して779,230,000円、99.8パーセントの大幅な増加となったところでありますが、公共施設等整備基金の活用などにより、町債の新規借入額を746,300,000円とし、前年度との比較で94,400,000円、14.5パーセントの増加に抑え、将来の財政負担軽減を図るよう努めたものであります。

次に、特別会計であります。国民健康保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療事業の3会計の合計は1,309,990,000円で、前年度と比較し11.3パーセントの減となっております。これは、国民健康保険事業の都道府県化に係る影響によるものであります。

これによりまして、一般会計及び特別会計を合わせた総予算額は7,433,650,000円となり、前年度と比較し10.1パーセントの増となっております。

次に、企業会計の予算規模につきまして、ご説明申し上げます。

まず、国民健康保険病院事業会計であります。収益的収入と資本的収入の総額が1,098,450,000円で、前年度と比較し32.9パーセントの減、収益的支出と資本的支出の総額が1,163,540,000円で、前年度と比較し41.7パーセントの減であります。

水道事業会計につきましては、収益的収入と資本的収入の総額が597,650,000円で、前年度と比較し36.7パーセントの増、収益的支出と資本的支出の総額が621,520,000円で、前年度と比較し35パーセントの増であります。

これによりまして、企業会計全体では、収入総額が1,696,090,000円で、前年度と比較し18.3パーセントの減、支出総額が1,785,060,000円で、前年度と比較し27.3パーセントの減となっております。

続きまして、町総合計画に掲げる三つの基本目標の達成に向け、平成30年度の主要施策の概要について、施策体系ごとの取り組みを申し上げます。

はじめに、基幹産業の新たな展開による高収益産業の実現であります。

農業の振興につきましては、基幹産業である畜産業において、効率的かつ合理的で収益性の高い安定した経営体の育成に取り組むとともに、意欲ある若手後継者や新規就農者の確保、育成に努めてまいります。

また、新葛巻型酪農構想を推進し、これからの時代に対応したモデルとなる取り組みや生産コストの低減に取り組んでまいります。

主な事業としましては、新葛巻型酪農構想で目指しているバイオマスエネルギーの農業分野での活用を調査するバイオマスプラント設計指導調査業務、畜ふんバイオマスプラントの施設の整備に向けた畜ふんバイオマスプラントの建設用地等調査業務、畜産経営の労働負担を軽減する機械導入を図るための畜産労働力負担軽減対策事業、農業後継者を育成するための農業担い手研修助成、中心的な経営体の育成と地域資源を活用した効率的な畜産を実現するため、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業などに取り組んでまいります。

次に、林業の振興であります。林業では、公益的機能が発揮できる森林整備を推進し、地場産材の利活用や緑とのふれあい促進などにより森林資源を日常生活に活かす工夫に努めてまいります。

また、担い手や後継者の育成、確保と林業労働者が安定した生活を送るための所得向上に努めるとともに、経営の合理化、作業環境の改善などを図る取り組みを進めてまいります。

主な事業としましては、森林資源の活用を図る公有林整備事業、持続可能な林業経営による林業生産活動の活性化を図る森林保全特別対策事業、間伐等の森林施業を促進し、健全な森林を確保するための森林基幹道整備事業、町産材の利用拡大を図る町産材利用促進事業などに取り組んでまいります。

次に、農林産物加工の振興であります。第三セクターなどの商品は、県内外から好評を得ている中で、さらに消費者の評価を高められるよう6次産業化の取り組みや農商工連携を支援し、今後も高品質な製品を製造し、くずまきブランドの定着を促進します。

また、農林産物の1次産品の供給だけに終わることなく、地域資源や伝統技術を活かした農林産物の加工及び商品化を促進し、農業経営の安定と所得向上に努めてまいります。

主な事業としましては、町内の農産物を活用した飲食施設を検討するため、道の駅レストラン概略設計検討業務などに取り組んでまいります。

続きまして、交流・連携の強化による地域産業の育成であります。

商工業の振興につきましては、商工会と連携し、経営品質による個店の魅力向上や継業、創業支援などによる取り組みで、地元購買率の向上に努めてまいります。

また、まちなか活性化協議会や地元自治会等と連携をし、歩き回りたくなるまちなかエリアの創出や四季のイベント実施による中心市街地の活性化を推進します。

主な事業としましては、経営改善の専門家による商店街全体の魅力を高める取り組みのための成功モデル創出・波及事業、商工業者の事業継続を図るための継業支援事業、商工業者の経営革新や後継者育成、企業支援等のためのくずまき型持続可能な産業づくり支援事業、中小企業の経営安定を図るための中小企業振興資金融資制度・利子補給事業、四季のイベント開催と歩きまわりたくなるまちなかエリア創出のためのまちなか活性化協議会への支援などに取り組んでまいります。

また、次に、観光の振興であります。くずまき観光地域づくり協議会を中心にくずまき型DMO事業を推進し、観光客の増加がもたらす地域経済の活性化による雇用や新規起業の増加を図り、定住人口の拡大に努めます。

また、国内観光客はもとより、増加の一途をたどる外国人観光客についても、引き続き情報発信を行うとともに、ソフト、ハードともに受入態勢の充実に努めてまいります。

主な事業としましては、町の観光、交流拠点の充実のためのグリーンテージ本館改修事業、住民、民間、行政が一体となった観光地域づくりで交流人口の増加を図り、地域経済の活性化を目指すくずまき型DMO事業、首都圏でのイベント開催やSNS等を活用した誘客促進・情報発信事業、観光客の町内での滞在時間を増やすための滞在促進・受入態勢整備事業、インバウンド誘客の気運を高めるための外国人観光客誘客促進事業

などに取り組んでまいります。

次に、交流連携の振興であります。町の特色を活かした情報発信、交流事業を展開し、都市と農村との交流を推進するとともに、若者が定住できる生活環境の構築等による受入体制の整備と、町外にいながらにして様々な形で町と関わる関係人口の増加に取り組む、さらなる移住・定住人口の拡大を図ってまいります。

また、グリーン・ツーリズム、スポーツツーリズムなど、様々な分野における交流を促進するとともに、国際交流を推進し、グローバルな視点を持った児童生徒の育成に努めます。

主な事業としましては、県内外の学生や若者のまちづくりへの参画や関係人口の増加を図るくずまきコミュニティ構築事業、都市部の若者等を呼び込み、地域課題の解決に取り組む地域おこし協力隊事業、首都圏、都市部からの移住促進のためのくずまき暮らし体験ツアー業務、移住希望者の町内見学等を推進するためのいらっしやいくずまき体験支援事業、沖縄県北中城村との姉妹町村盟約30周年の節目を契機とした新たな交流を展開していくための姉妹町村等交流事業などに取り組んでまいります。

また、スポーツ交流に関する具体的な施策につきましては、後ほど、教育行政方針でお示しいたします。

続きまして、地域産業を活かした起業支援と雇用の確保であります。

起業支援と雇用の確保につきましては、求職と求人が噛み合わない雇用のミスマッチなど、労働力及び雇用の場の確保が難しい状況にある中、町内事業所への雇用支援により、U・Iターン者や高校生などの新規雇用の創出を図り、地元採用の向上に努めてまいります。

また、くずまき型DMO事業と連携した新規起業者の受入環境の整備、支援、企業誘致、農商工連携による経営革新などを進め、地域経済の活性化による雇用の拡大、所得の向上に取り組んでまいります。

主な事業としましては、若者の移住・定住と人材を確保するため、県内大学生等に就業体験の機会を提供する葛巻型インターシップ受入事業、雇用の確保、促進を図るため、新規雇用者を採用した町内企業に対し助成する雇用促進事業、在京盛岡広域産業人会等や広域連携で企業誘致を促進するための企業誘致活動、起業家支援や後継者育成等のためのくずまき型持続可能な産業づくり支援事業などに取り組んでまいります。

続きまして、子どもを安心して産み育てられる子育て支援であります。

子育て環境の充実につきましては、少子化、核家族化の進行に伴い、家庭や地域で支え合う子育て環境の充実が求められており、多様な保育ニーズに対応できる環境整備に努めてまいります。

また、子育て相談や経済的な負担軽減などの支援体制の充実を図ることで、子育てと仕事が両立できる環境づくりに努めるとともに、専門医療機関での受診機会の確保など妊産婦が安心して医療サービスが受けられるよう、総合的な支援に努めてまいります。

さらに、時代の変化に対応した就学前教育の充実を図り、児童福祉施設と小中学校との連携強化を図ってまいります。

主な事業としましては、20代、30代の独身男女の出会いと結婚を支援するためのく

ずまき出かいサポート協議会助成、不妊に悩む夫婦に対し、治療方法の拡大や額の引き上げなど助成内容の充実を図る不妊治療費助成、安心して子どもを産むことができる環境づくりのためのマタニティライフサポート事業、産婦の安心できる産後ケアと新生児健診の充実を図るための産後健診と新生児聴覚検査の費用補助、就学前教育の充実を図り、子育て世代の経済的負担を軽減するための保育料第2子の無料化などに取り組んでまいります。

なお、教育行政部門に関する施策につきましては、後ほど、教育行政方針でお示しをいたします。

続きまして、学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成であります。教育行政部門の施策となりますので、後ほど、教育行政方針でお示しいたします。

続きまして、誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりであります。

健康づくりの推進につきましては、町民が生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るために、各種健診による疾病の早期発見、早期治療に努め、生活習慣病の予防と健康増進対策を推進し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に取り組んでまいります。

また、町民の悩みや不安解消のため、関係機関、各種団体との連携のもと、こころの健康相談体制の充実を図ってまいります。

主な事業としましては、生活習慣病予防と健診受診率の向上に向けた生活習慣病予防健診無料化事業及び19歳までの若年者の健診機会を拡大した特定健診無料化事業、要配慮者に対するきめ細かな送迎を行い、受診機会の確保と受診率の向上を図るための健診受診困難者送迎事業、乳幼児から成人、高齢者まで個人の健診管理、保健指導等を一元化し、町民の生涯にわたる健康を把握するための健康管理システム整備事業、健康増進計画の中間事業評価を行い、計画をブラッシュアップするための健康くずまき21プラン（第2次）中間評価事業、こころの健康を見守り、支え合い、生きることの包括的な支援に地域をあげて取り組む、こころの健康づくり推進事業などに取り組んでまいります。

次に、医療の確保であります。訪問診療等を充実させ、在宅医療を推進するほか、疾病予防、健康維持、増進活動も充実させ、町の中核医療機関として、よりきめ細かく質の高い医療サービスの提供に取り組んでまいります。

また、常勤医師、看護師など専門技術職員の確保にも努めるほか、専門科の応援診療につきましても、関係機関への働きかけや臨床研修医師の積極的な受け入れなど、人材の確保と育成に努めてまいります。

主な事業としまして、医療、看護専門職員等の人材確保を図るための看護職員等養成修学資金貸付事業、公共交通機関がない地域に通院バスを運行し、医療格差の是正を図るためのバス運行を行う通院バス運行事業などに取り組んでまいります。

次に、医療保険制度の充実であります。健康を維持するため、健診、人間ドックの積極的な受診を勧奨するとともに、データヘルス計画に基づき、保健、医療、福祉が連携、連動する事業の推進に努めてまいります。

また、乳幼児から高校生まで医療費の窓口負担の全額を助成し、次代を担う子どもたちの医療費の無料化を推進いたします。

主な事業としましては、全国で91団体、県内では唯一本町のみが参加の糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業などに取り組んでまいります。

次に、地域福祉の充実であります。地域住民による見守り支援活動を推進するとともに、相談機能の充実を図るため、関係機関との連携を強化し、民生児童委員や地域安心生活支援員等の活動を支援してまいります。

また、利用者が最適な福祉サービスを選択できるようにするための仕組みづくりを進め、生活援護から自立支援及び自立助長に結びつくようなサービスの提供に取り組んでまいります。

主な事業としまして、地域において誰もが安心して生活ができるよう地域住民同士が支えあう活動を支援する地域福祉等特別支援事業、低所得の高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯の生活を支援するためのぬくもり助成事業などに取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉の充実であります。生涯を通じて健康で自立した生活を送られるよう、地域での健康教室や介護予防事業などを実施し、高齢者自らの健康管理及び介護予防を促進してまいります。

また、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療機関や介護事業者、地域住民との連携を強化し、認知症高齢者支援、在宅医療体制の構築、生活支援体制整備など総合的な高齢者福祉施策を進めてまいります。

主な事業としましては、路線バスの利用が困難な高齢者及び障がい者の移動を支援するための高齢者等外出支援事業、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送られるよう地域で支えるための地域包括ケアシステム構築、これまでのいきいきシルバー活動総合支援事業の組織の改編、支援強化のためのシルバー人材センター運営費補助事業などに取り組んでまいります。

次に、障がい者福祉の充実であります。障がいや病気に対する理解を深めるための啓発活動や福祉教育の充実を図るとともに、各種健診等による疾病や障がいの発生予防に努めてまいります。

また、サービス事業者や各種団体との連携を密にし、障がい福祉サービスの提供体制の安定を図るほか、相談、支援体制の充実を図ってまいります。

主な事業としましては、障がい児が町外の特別支援学校に通学するための特別支援学校等通学通所支援事業、障がい者の雇用機会を促進するため、職場実習を受け入れる町内企業に助成する障がい者職場実習事業、障がい者の特性に合わせた生活支援をするための障がい者自立支援給付事業、町外の医療機関で治療を受ける必要がある障がい者等を支援するための障がい者等通院交通費助成事業、障がい者やその家族が抱えている困りごとや生活課題等を支援するための相談支援事業などに取り組んでまいります。

続きまして、協創のまちづくりの推進であります。

住民参画の推進につきましては、住民と行政が共に考え、共に歩む協働のまちづくりから一歩前進して、共に創り上げる協創のまちづくりを推進するため、住民のまちづくりへの参画意識や協創意識の醸成を図ってまいります。

また、各種審議会、委員会への公募枠を設けるなど、施策、計画の企画立案段階から

様々な形で参画できる機会の拡充に努めてまいります。

次に、地区単位のまちづくりであります。地域力を高めるため、地域資源を活かした取り組みや地域に貢献する自主的な活動を行う組織などに支援するほか、自治組織間の相互交流と連携、協力を促進し、相乗的な活性化を図るとともに、人口減少や高齢化による組織機能の低下に対応するための取り組みなどを支援してまいります。

主な事業としましては、コミュニティ活動の推進と活性化のための自治会活動交付金及び協働のまちづくり事業などに取り組んでまいります。

次に、各種地域組織等の活動支援であります。地域づくり団体、ボランティア団体、NPO法人などの設立、育成、活動を支援するほか、団体同士のネットワーク形成など、連携体制の構築を図るとともに今後のまちづくりの核となる人材の発掘、育成に努めてまいります。

次に、男女共同参画社会の推進についてであります。あらゆる分野において、女性が社会に参画できる機会の拡大と男女共同参画意識の醸成に努めるとともに、男女ともに仕事と家庭生活が両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実を推進し、男女が共に支え合う環境づくりを図ってまいります。

続きまして、快適に暮らせる生活環境の創出であります。

住環境の整備につきましては、若者が定住できる魅力ある生活環境を構築し、定住希望者の受入体制の整備により、移住・定住人口の拡大に努めるとともに、空き家を有効活用することで、不足している住まいに関する課題の解決を図ってまいります。

また、町営住宅の長寿命化計画による効果的な維持修繕のほか、個人住宅向けの耐震診断、耐震改修を促し、安全で快適に暮らすことができる住環境の構築に努めてまいります。

主な事業としましては、子育て世帯の移住と永住を促進するための子育て世代移住者住宅取得支援事業及び町内在住者の定住を奨励するための定住対策住宅取得支援事業、単身の若者等の移住を促進するための定住促進住宅整備事業、若者の定住を促進するため、民間アパートの家賃の一部をくずまき商品券で助成する若者定住家賃助成事業、町営住宅の長寿命化を図る堀の内住宅長寿命化修繕工事、一般木造住宅の耐震性向上を図るための耐震診断士派遣事業及び耐震改修助成事業などに取り組んでまいります。

次に、水道施設の整備であります。安全で安定的な水道水を供給するため、江川地区水道施設の平成30年度の完成を予定しているとともに、他の地区につきましても老朽化している水道施設の改修について検討を進めてまいります。

また、平成29年度から公営企業会計に移行したところであり、円滑で効率的な事業運営、計画的な整備の推進により、水道事業会計の健全化に努めてまいります。

主な事業としましては、平成30年度の完成を予定する江川地区水道整備事業などに取り組んでまいります。

次に、生活排水処理施設の整備であります。町の汚水処理施設の普及率は年々増加しているものの、県平均を下回っていることから、農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽の普及を促進し、生活環境の向上と生活排水による環境負荷の軽減に努めてまいります。

主な事業としましては、水洗化率の向上のための水洗化普及支援事業及び町整備型浄化槽整備推進事業などに取り組んでまいります。

次に、環境衛生の充実であります。全世帯に取り組みが浸透した、ごみの分別細分化を継続し、リサイクルの推進、ごみの減量化に努めるとともに、老朽化した処理施設の延命化を図ってまいります。

次に、道路交通網の整備であります。住民生活や経済、社会活動に欠くことのできない幹線道路網及び生活関連道路網について、整備の促進や維持管理体制の充実を図り、利便性、安全性、快適性の向上に努めてまいります。

特に、国道や県道、地域高規格道路などの幹線道路について、早期に抜本的な改良整備が図られるよう関係機関に対し強く働きかけてまいります。

主な事業としましては、町中心部のバイパス道路機能を有する町道茶屋場田子線道路改良事業、道路、橋りょう等の維持管理に向けた道路・橋りょう長寿命化修繕工事、老朽化が進んでいる大橋の架け替えを含めた道路拡幅を行う葛巻浦子内線道路改良事業、利用者の増加に伴う利便性や安全性の向上を図る愛羅瀬線道路改良事業などに取り組んでまいります。

次に、生活交通対策の推進であります。高齢化の進行に伴い、生活バス路線の重要性が今後さらに増してくることから、バス路線の維持確保に努めるとともに利便性の高い運行体制の構築や利用促進の取り組みを進めてまいります。

主な事業としまして、住民の移動手段の確保のための広域生活バス路線運行維持対策事業及びバス路線運行拡大支援対策事業などに取り組んでまいります。

次に、地域情報化の推進であります。平成20年度以降に情報格差解消などを目的に整備を行った情報通信設備類が更新時期を迎えていることから、計画的な維持管理に努め、効率的、効果的な行政サービスの提供手段としての運用に努めてまいります。

また、多様化する行政サービスのニーズに対応するため、様々な分野において情報通信技術を有効活用するための方策を検討し、住民サービスの充実に努めてまいります。

主な事業としまして、ケーブルテレビ放送を行うための設備機器と自主放送番組制作に係る機材の更新等を行う情報通信基盤施設設備更新事業などに取り組んでまいります。

続きまして、自然と共生し地域の豊かな資源を活用するまちづくりであります。

自然環境の保全と土地の利活用につきましては、町の財産である豊かな自然環境を後世に引き継いでいくために、自然環境の保護、保全に努めるとともに、環境教育に積極的に取り組み、町民みんなで守り育てる意識の高揚に努めてまいります。

また、今年8月からは公募を基本に選出される農業委員、農地利用最適化推進委員による新たな農業委員会に移行することになり、農地等の利用の最適化をより推進してまいります。

主な事業としましては、農業経営環境の充実を図るための中山間地域総合整備事業（江川地区）、森林と環境を大切に育むための町植樹祭、効率的かつ安定的な農業経営者が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するための担い手への農地利用の集積、集約化、農業者の高齢化による経営廃止や相続未登記などにより耕作放棄が急

増しており、この解消及び有効活用に向けた遊休農地の発生防止、解消などに取り組んでまいります。

次に、再生可能エネルギーの推進であります。太陽光、風力のほかに、畜ふん、生ごみ、間伐材などを利用したバイオマス資源による発電など、再生可能エネルギーの導入を推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めるとともにエネルギーの地産地消を目指した取り組みを推進してまいります。

また、事業としましては、循環型社会、低炭素社会の実現に向けたエコ・エネ総合対策事業費補助金などに取り組んでまいります。

最後に、こころ穏やかに安全で安心に暮らせる地域社会づくりであります。

防災対策、消防、救急体制の充実につきましては、複雑多様化する災害に対し、迅速かつ的確に対処し、効率的、効果的な活動ができるよう消防防災施設や安全装備品の充実強化を図るとともに、地域に即した消防団編成を踏まえた団員確保に努めてまいります。

主な事業としまして、自然災害に迅速かつ適確な対応を行うため、超高密度気象観測・情報提供サービスの利用継続、危険箇所や避難場所などを示した防災マップと、発災時の行動を取りまとめた防災ガイドブックの全戸配布、複雑多様化する災害活動から消防団員を守るための安全装備品整備事業、経年経過により老朽化が進む消火栓用ホース格納箱更新事業などに取り組んでまいります。

次に、交通安全、防犯、青少年問題対策の充実であります。高齢化、国際化、車社会による広域化、情報化社会などの進展により、特に高齢者や青少年が巻き込まれる交通事故や犯罪が急増していることから、関係団体と協力し、指導及び啓発活動に努めてまいります。

以上、平成30年度における町政運営に対する基本的な考え方と主要施策の概要について、ご説明申し上げます。

21世紀の地球環境規模で課題とされる食料・環境・エネルギーのすべてに貢献できるのは、私たちが住む山村であります。山村が持つ機能と魅力を積極的に情報発信し、葛巻にしかできない、葛巻だからこそできる取り組みを、皆様と英知を結集しながら挑戦し進めてまいりたいと考えております。

今後も、町の目指すべき将来像、未来を協創する高原文化のまち、この実現に向け、住民のニーズを的確に捉え、これまでの取り組みに磨きをかけ、内容の充実、強化を図るのはもちろんのこと、新たな課題、施策に対しましても積極果敢に取り組んでまいります。

そして、山村のモデルとして、一步先行く取り組みができるよう職員一丸となり全力を尽くして町政運営に鋭意取り組んでまいります。

最後に、議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。平成30年度に臨む私の施政方針とさせていただきます。

町長施政方針演述が終わりました。
ここで、11時10分まで休憩します。

(休憩時刻 10時55分)

(再開時刻 11時10分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。
日程第4、教育長教育行政方針演述を行います。
教育長。

教育長 (吉田信一君)

平成30年葛巻町議会3月定例会議が開会されるにあたり、平成30年度教育行政方針について申し上げます。

本町の教育振興につきましては、これまで議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の方々のご尽力のもと、子どもたちが健やかに成長しておりますことに感謝を申し上げます。

平成29年度は、待望の江川小学校の新校舎が3月に完成し、子どもたちは町産材をふんだんに活用した木のぬくもりが感じられる快適な校舎で新年度から学習をはじめております。また、体育施設関係では総合運動公園のゲートボール場の人工芝の多目的グラウンド化とテニスコートの改修が完了し、教育施設、体育施設の一層の充実が図られたところであります。

子どもたちの学習の関係では、小屋瀬中学校が、これまで取り組んできた野生生物の保護観察活動の功績が認められ、野生生物保護活動功勞により文部科学大臣賞を受賞し、さらに平成29年度の岩手県教育表彰学校部門と第22回いわてユネスコ賞の科学賞も併せて受賞しました。また、10月に開催された岩手県芸術祭のオープニングセレモニーでは、町内保育園児がバイオリン演奏を披露する機会をいただき、本町の素晴らしい幼児教育の一端を披露することができました。

このほか、葛巻高校の存続、2学級維持に向けた高校の魅力化の関係では、県内で初めてとなる葛巻高校生を対象とした公営学習塾、葛巻町学習塾を開設し、生徒一人ひとりが抱く夢の実現を後押しするため、高校と連携しながら、町の将来を担う子どもたちのために教育環境の充実を図ったところであり、今後の進学率の向上につながることを期待しているところであります。

少子高齢化が進行し、社会が大きく変化する中であって、町民一人ひとりが心豊かで充実した生活を送り、地域社会を支え発展を続けていくために教育の果たす役割は極めて重要であります。

このようなことから、30年度においては、これまでの取り組みをさらに磨きをかけて、さらなる実績、成果が上がるよう町行政と緊密に連携を取りながら、葛巻町総合計画の重点プロジェクトに掲げる魅力ある子育て・教育環境づくりプロジェクトを推進し、

就学前教育から小中学校、高等学校教育までの全体的な充実に努めてまいります。

以下、教育施策の重点事項について申し述べます。

はじめに、子どもを安心して産み育てられる子育て支援であります。

子育て環境の充実につきましては、先ほど施政方針でお示しましたように、少子化、核家族化の進行に伴い、家庭や地域で支え合う子育て環境の充実が求められており、多様な保育ニーズに対応できる環境整備に努めてまいります。

また、時代の変化に対応した就学前教育の充実を図り、児童福祉施設と小中学校との連携強化を図ってまいります。

教育部門における主な事業としましては、保育園及び児童館の年長児の豊かな情操と感性を磨き創造力を育むためのバイオリン学習、就学前の子どもたちの教育環境や保育環境の整備を図るための就学前教育の運営方針・施設整備計画の策定などに取り組んでまいります。

次に、学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成であります。

教育の充実につきましては、引き続き連携型中高一貫教育の充実を図るほか、保、小、中、高の4校種連携の強化と、国際理解、情報、キャリア教育の充実を図り、一貫した学力向上と学習指導の充実に努めるほか、併せて、教育施設環境の充実にも取り組んでまいります。

また、吉ヶ沢自治会、吉ヶ沢小PTA から要望がありました吉ヶ沢小学校の小屋瀬小学校への統合については、地域の要望に沿って平成31年4月の統合に向けて進めてまいります。

葛巻高校の2学級維持、存続に係る魅力化については、山村留学の推進と公営学習塾による大学進学に向けた学習レベルの向上等を図り、誰もが教育を受けることができる機会の確保に引き続き努めてまいります。

主な事業としましては、新たに小学校で実施される特別の教科道徳の円滑な実施に向けた教師用指導書等整備事業、小学校3、4年生に導入、5、6年生で拡大される外国語活動を推進するための外国語活動支援員配置事業、複式学級における教育の充実を図るための学力向上支援員配置事業、学校施設の延命化を図り、快適な教育環境を整備するための葛巻小学校校舎大規模改修事業、学校施設快適性向上対策調査・設計業務、葛巻高等学校に入学する生徒の保護者の経済的負担を軽減する葛巻高校制服購入費助成、葛巻高等学校の魅力ある学校づくりに向けた高等学校教育振興事業費補助、葛巻高等学校の生徒の学力向上を図る公営学習塾運営事業、県外から葛巻高等学校への留学生を受け入れる山村留学事業、山村留学生の生活環境を整備する山村留学寄宿舎整備事業などに取り組んでまいります。

次に、生涯学習の充実と文化の継承について申し上げます。

日々目まぐるしい変化を遂げる現代社会において、だれもが生きがいを持って心豊かに健康な生活が送れるよう、自ら進んで幅広く学習できる生涯学習の充実がますます重要視されています。

このようなことから、各世代別、目的別に応じた学びの機会を提供するとともに、併せて、学習の成果を社会貢献や地域課題の解決につなげる取り組みを支援し、まちづく

りを担う人材の育成に努めてまいります。

青少年教育においては、学校、家庭、地域社会が連携して子どもを育む体制づくりをより一層推進するために、町青少年育成ネットワーク事業を充実させて、関係者の連携強化に努めます。

文化の継承につきましては、自主的な文化活動や地区文化祭の開催等を支援するとともに、より優れた芸術に触れる機会の提供に努めてまいります。また、町内に残る歴史的文化財や芸能等を次の世代に確実に引き継ぐために、民俗資料等の適正な保存、管理と有効活用に努めるとともに、郷土芸能の担い手の発掘と育成、記録保存に取り組んでまいります。

主な事業としましては、生涯にわたって学べる機会と学習成果の発表の場を提供する町民まなびい学園、生涯学習フェスティバル、同世代の絆を深めるとともにまちづくりへの参画を促す成人式、40歳、60歳のつどい、地域住民が一体となって青少年を取り巻く環境について考える子どもの未来を考える町民のつどい、地域の文化や芸能に触れる機会を提供する地区文化祭、郷土芸能発表会など、既存事業の継続、拡充に取り組んでまいります。

次に、生涯スポーツの推進について申し上げます。

スポーツは、個々の健康増進と体力向上を通じて日常生活に潤いや活力を与えるだけでなく、人と人、あるいは地域と地域の交流を促進し、地域の一体感を醸成するものであり、地域コミュニティの再生に大きく寄与するものとなっております。

町民だれもが、それぞれの関心や適性に応じて、安全な環境のもとでスポーツやレクリエーションに取り組むことができるよう、日常的にスポーツに親しめる機会や環境を充実させるとともに、競技スポーツについてはトップアスリートや指導者から直接的に指導が受けられる機会を創出してまいります。

また、スポーツ施設と宿泊施設を有効に活用したスポーツ合宿や各種スポーツ大会の誘致、開催などを通じてスポーツツーリズムをより一層推進し、スポーツを通じた交流人口の拡大と地域産業の活性化につなげてまいります。

主な事業としましては、スポーツ合宿や大会誘致に係る経費を助成するスポーツツーリズム奨励事業、開館から40年が経過した社会体育館のトイレ、照明設備等の改修を行う社会体育施設機能向上改修工事等に取り組んでまいります。

以上、平成30年度の教育行政の概要について、ご説明を申し上げます。

今後は、国策等による教育を取り巻く環境変化に対応しながらも、現状における本町の課題を捉え、的確に対応、改善をしていかなければなりません。子どもたちの無限の可能性を大いに引き出してあげられるように、また、町民一人ひとりが日々の生活に潤いと生きがいを感じていただけるよう努めてまいります。

ここに改めて教育の大切さに思いをいたし、葛巻の将来を担う人づくりのために全力を尽くしてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。教育行政方針演述といたします。

教育長教育行政方針演述が終わりました。

お諮りします。

日程第5、報告第1号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について及び日程第6、報告第2号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についての2件について、一括で説明を求めることにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号及び報告第2号の2件については、一括で説明を求めることに決定しました。

順次、説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

お疲れ様でございます。

それでは、報告第1号からご説明申し上げます。

議案集をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

報告第1号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書でございますが、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額につきまして、地方自治法及び議会総合条例の規定により、平成30年2月5日付けで専決処分を行ったものでございます。

和解の内容及び損害賠償の額でございますが、町内の方でございますけれども、相手方に対しまして、修繕費用の全額となります104,306円を支払うこととするものでございます。

原因でございますが、去る12月、公務のため公用車で盛岡市内に向けて国道4号線を走行中、法民地内において信号待ちで停車中の相手方の車両に追突し、損傷させたものでございます。

3ページをお願いいたします。

報告第2号でございますが、同じく、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてでございます。

4ページをお願いいたします。

専決処分書でございますが、平成30年2月7日付けで専決処分を行ったものでございます。

和解の内容でございますが、相手方は盛岡市在住の方でございますが、過失割合を相手方85パーセント、町15パーセントとし、相手方に支払うべき損害賠償の額を52,251円とするものでございます。

原因でございますが、去る12月、公務のため公用車で盛岡市内の市道を市中心部に向かって走行中、丁字路で側道から左折しようとして進入してきた相手方の車両が接触し、それぞれの車両が損傷したものでございます。

以上で、専決処分の報告に係る説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

報告第1号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第1号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてを、終わります。

次に、報告第2号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第2号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてを、終わります。

お諮りします。

日程第7、議案第1号、平成30年度葛巻町一般会計予算から、日程第25、同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてまでの19議案を一括議題としたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から同意第1号までの19議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（鈴木重男君）

はじめに、人事案件でございます。

同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、葛巻町葛巻第12地割10番地。氏名、村木良悦。生年月日、昭和23年11月

23日生まれ。

なお、任期につきましては、平成30年4月15日から平成33年4月14日までの3年間とするものであります。

よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

それでは、最初に、30年度一般会計当初予算と資料の方をご準備をお願いいたします。資料は、1ページから4ページにかけてでございます。

まず、当初予算の方の表紙をめくっていただきまして、議案第1号、平成30年度葛巻町一般会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ6,123,664,000円と定めるものでございます。予算規模としましては、最近では28年度の68億に次ぐ予算規模で、町民の負託に応えるべく、いわゆる積極型の予算を編成したものでございます。

第2条、債務負担行為、第3条、地方債は、それぞれ別表でご説明申し上げます。

第4条が一時借入金で、借入限度額を前年度と同額8億円に設定するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

上の2件は、畜産開発公社と岩手くずまきワインの事業運転資金に係る損失補償が目的でございます。両方とも、期間は33年度までの4年間、32年度までに借り入れる短期資金の償還金の全額を損失補償の対象とするものでございます。産業振興、交流、まちづくりの一翼を担っております両セクターの安定的な事業展開を支援するものでございます。

次の3件は、30年度以降、新規に金融機関等から融資を受けるものに対して利子補給等の支援を目的とするものでございます。

まず、上の2件は、商工業振興等の観点から町内の事業者等を対象に行っております中小企業振興資金融資制度事業に係る年率1.5パーセント以内の利子補給及び信用保証協会に納付すべき保証料の全額を補助し、セットで支援するものでございます。期間は、37年度までの8年間でございます。

最後の農業経営基盤強化資金利子補給でございますが、国の農業経営基盤強化資金実施要綱に基づき、農業者等が農業施設等を整備し、あるいは取得するために融資を受けた場合に、原則として、個人は3億円、法人は10億円を限度に、融資残高に対し0.5パーセントの利子補給を行うものでございます。期間は54年度までの25年間でございます。

9ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

全部で17事業に対して、総額746,300,000円の起債を予定するものでございまして、詳しくは歳入で申し上げます。

事項別明細の方に入らせていただきまして、47ページお願いいたします。

2款、総務費、1項、6目、企画費の15節、工事請負費、定住促進住宅整備事業60,000,000円では、单身専用の集合住宅1棟を整備する予定でございます。

併せて、次のいらっしやい葛巻推進事業費の次ページ、19、補助金、単独ですが、子育て世代移住者住宅取得支援事業費4,000,000円は、Uターン等が町内に移住するための住宅取得に対しての支援、それから、次の定住対策住宅取得支援事業費6,000,000円は、町内の方が住宅を整備する際の取得費、新築の場合、最大1,000,000円を助成するもので、こうした対策により、町内に着実に定住いただけるよう取り組みを進めてまいります。

次の地域おこし協力隊管理経費では、29年度採用の見込みに加え、新たにスポーツツーリズムの推進等の課題に向けて3名を採用し、次のまちづくりを見据えた課題解決に取り組んでまいるといふものでございます。

50ページをお願いいたします。

同じ科目の特定施策推進事業費の13節、新庁舎建設基本設計等業務25,000,000円では、役場新庁舎建設に向けて基本設計の策定等を進めてまいります。

75ページをお願いいたします。

3款、民生費、2項、1目、児童福祉総務費の2、乳幼児等医療費助成事業費の20節、扶助費では12,600,000円を確保いたしまして、乳幼児から高校生までの医療費無料化を継続してまいります。

95ページをお願いいたします。

5款、労働費、1項、1目、労働諸費の雇用促進事業では、町内事業者への補助金として12,000,000円を確保し、新規雇用の拡大、町内雇用環境の向上を図ってまいります。

次の6款、農林水産業費、1項、1目、農業委員会費の1節では、農地利用最適化推進委員報酬及び農地集積等成果報酬を措置いたしまして、新制度を円滑に運用してまいります。

104ページをお願いいたします。

6款、1項、5目、畜産業費の補助金、草地畜産基盤整備事業費では、町単での嵩上げ補助188,500,000円を確保しまして、新葛巻型酪農構想の実現のために必要不可欠な粗飼料生産基盤の整備等を進めて、促進してまいります。

併せて、その下の新葛巻型畜産体制推進事業費の13節、委託料、畜ふんバイオマスプラント建設用地等調査業務では、新葛巻型酪農構想で計画する畜ふんバイオマスプラントの建設地の選定を具体的に進めてまいります。

116ページをお願いいたします。

7款、商工費、1項、3目、観光費の13節、委託料、くずまき型DMO事業費では21,000,000円を確保しまして、3年目としまして、観光PR、特産品の事業化、まち

なかエリア構想の策定など、起業家誘致に向けた環境整備、専門部会活動を通じて、核となる人材育成などに取り組んでまいります。

117 ページをお願いいたします。

同科目のふれあい宿舎グリーンテージ管理経費の 15 節、本館改修工事では 260,000,000 円を確保いたしまして、屋根ふき替え、内装張り替えほか、築 25 年の本館をリニューアルいたします。

124 ページをお願いいたします。

8 款、土木費、2 項、3 目、道路新設改良費では、総額 493,471,000 円を確保いたしまして、町道茶屋場田子線ほか 3 路線の整備を進めてまいります。

139 ページをお願いいたします。

10 款、1 項、3 目、高等学校振興費の 15 節では、250,000,000 円を確保し、山村留学のための寄宿舍を整備します。

同科目の 19 節、次ページでございますが、補助金のうち葛巻高校制服購入費助成では、葛巻高校入学生を対象に制服の購入費を助成し、保護者の経済的負担を軽減し、併せて、葛巻高校の魅力のひとつにも加え、入学生の確保対策を推進してまいります。

次に歳入でございますが、13 ページをお願いいたします。

1 款の町税でございますが、1 項の町民税では、1 目の個人町民税で農業所得の増が見込まれること、加えて、徴収率を、これまでの徴収実績を踏まえ、前年度比 0.5 パーセントの伸びとしたことにより、個人、法人合わせて 6,304,000 円、3.4 パーセント増の 192,108,000 円としたものでございます。

2 項の固定資産税は、償却資産分の伸びが見込まれることから、計で前年度比 11,946,000 円、5.3 パーセント増の 239,350,000 円を計上してございます。

16 ページをお願いいたします。

9 款の地方交付税では、普通交付税が、国の地方財政計画を踏まえ、前年度比 20,000,000 円減の 27 億円、特別交付税では、地域おこし協力隊設置経費等を見込み 7,500,000 円の増とし、総額では 12,500,000 円、0.4 パーセント減の 2,883,500,000 円を計上したものでございます。

23 ページをお願いいたします。

14 款、県支出金では、2 項、4 目、農林水産業費県補助金、3 節、畜産業費補助金のうち、一番下の行の農山漁村地域自主戦略交付金 159,500,000 円では、草地畜産基盤整備事業、葛巻第 2 地区の部分に対する補助でございますが、事業費の大幅増により、前年度比 126,500,000 円の増を見込んでいます。

27 ページをお願いいたします。

17 款、繰入金では、計の欄でございますが、総額で、前年度比 459,834,000 円増の 523,283,000 円を計上しているものでございます。

30 ページをお願いいたします。

20 款、町債では、1 項、6 目、商工債の 2 節、観光事業債、グリーンテージ本館の大規模改修事業に充てるため 261,500,000 円、次の 7 目、土木債、1 節、道路整備事業債では、道路整備事業に対する高率の国県補助等導入によりまして 91,900,000 円の減

でございます。

一般会計は以上でございますが、次に特別会計でございますが、国保会計からお願いいたします。

めくっていただきまして、1ページでございますが、議案第2号、平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

国保事業につきましては、制度改革により都道府県化に移行しての初年度となりますが、市町村は保険税を財源に県に納付金を納め、納められた納付金は市町村の保険給付の支払いのために全額県から交付される仕組みとなった点が大きな変更でございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,027,811,000円と定めるものでございます。前年度比175,715,000円、14.6パーセントの減でございます。

8ページお願いいたします。

歳入の1款、国民健康保険税、1項、1目の一般被保険者国民健康保険税では、被保険者が減少している状況で、前年度比1,661,000円増の182,708,000円を計上いたしました。これは最近の収納実績を踏まえ、現年課税分の収納率を0.58パーセント引き上げたこと及び農業所得の伸び等により所得割の増を見込んでいるものでございます。

16ページをお願いいたします。

歳出、一番下の行ですが、2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費では、28,248,000円増の593,248,000円を計上したところでございます。今年度に入りまして、療養給付費が増加傾向にあることを考慮しての増でございます。

次に、集排会計をお願いいたします。

1ページでございますが、議案第3号、平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ208,179,000円と定めるものでございます。前年度比3,914,000円、1.9パーセントの増で、ほぼ前年度並みの予算規模でございます。

第2条は、地方債でございますが、5ページをお願いいたします。

浄化槽市町村整備事業として、町整備型浄化槽整備に向けまして、従来25基から、新年度は32基に増やしての計画でございますが、29,300,000円、財源調整制度である資本費平準化債17,400,000円、合わせて46,700,000円の起債を予定するものでございます。

後期高齢会計をお願いいたします。

議案第4号、平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73,998,000円と定めるものでございます。前年度比4,735,000円、6.8パーセントの増でございます。

歳入では、保険料軽減特例措置のうち所得割の軽減範囲が縮小、あるいは廃止されることにより保険料の増を、歳出では、広域連合への納付金の増を見込んだものでございます。

特別会計は以上でございます。

次に、補正予算をお願いいたします。

はじめに、一般会計補正予算書をお願いいたします。

議案第7号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）でございます。

今回の補正予算案は、歳出では、病院事業管理経費及び小学校施設維持修繕事業費などを増額し、歳入では、学校施設環境改善交付金及び葛巻小学校校舎大規模改修事業に係る地方債などの増額を見込んでいるものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出の総額にそれぞれ114,009,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ6,288,059,000円とするものでございます。

第2条が繰越明許費、第3条が債務負担行為の補正、第4条が地方債の補正でございますが、それぞれ各表でご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。2款の定住対策推進事業経費ほか全部で13事業、事業費総額で578,251,000円を30年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

次のページ、下のページが、債務負担行為の補正でございます。追加でございまして、森林組合が取り組んでおります町産材の販路拡大のための事業等を支援するために、組合の事業運転資金償還に係る損失補償をするため、債務負担行為を設定するものでございます。期間は、今年度から31年度までの3カ年度。限度額は、組合が31年3月までに借り入れる短期資金の償還元金及び利子について、その全額を補償するものでございます。

8ページをお願いいたします。

地方債補正でございます。造林事業債、道路整備事業債は、事業費の実績見込みによる減額でございまして、学校教育施設整備事業債は、葛巻小学校校舎大規模改修事業に向けて追加するものでございます。

事項別明細についてでございますが、最初に歳出、16ページをお願いいたします。

3款、民生費、1項、2目、心身障害者福祉費のうち障害者自立支援給付事業費9,430,000円では、新規利用者、あるいはサービス給付料等が増えていることによります実績見込みによる増でございます。

20ページをお願いいたします。

4款、衛生費、3項、1目、病院費、19節の補助金、経営安定化対策費50,000,000円では、新病院の移行にあたりまして、臨時的、一時的に発生する諸経費の一部に対しまして繰り出しを行い、新病院の経営基盤の安定を図るものでございます。

26ページをお願いいたします。

10款、教育費、1項、2目、事務局費の19節のうち補助金、葛巻育英奨学金1,000,000円は、故近藤純造近藤医院院長のご子息からのご寄附を財源に、ご本人様のご意向を踏まえて育英奨学会に補助するものでございます。

次の3目、高等学校振興費では、新年度予算の説明でも触れましたとおり、30年度に入学する葛巻高校の生徒に制服購入費を助成するものでございます。

次の2項、1目、学校管理費、次のページですが、15節、葛巻小学校校舎大規模改修事業費210,000,000円では、葛巻小学校校舎のライフライン、暖房設備更新、屋根塗

装等を予定しているものでございます。

次の小屋瀬小学校校舎改修事業 5,700,000 円では、30 年度から同校に特別支援学級が開設されることに伴いまして、教室の断熱や照明等の改修を行うものでございます。

歳入でございますが、11 ページをお願いいたします。

13 款、2 項、5 目、教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金 65,448,000 円は葛巻小学校校舎大規模改修事業に対する国庫補助でございます。

13 ページをお願いいたします。

16 款、寄附金、1 項、1 目の一般寄附金 1,399,000 円は、先ほどの近藤先生からのご子息の寄附ほか全部で 4 人から賜ったものでございます。

次に、国保会計をお願いいたします。

議案第 8 号、平成 29 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

今回の補正は、歳入では、特別調整交付金の増額、歳出では、一般被保険者療養給付費及び病院会計の繰出金の増額が主な内容でございます。

1 ページ、第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 58,527,000 円を追加し、総額を 1,300,977,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3 款、国庫支出金、2 項、1 目、2 節の特別調整交付金 95,615,000 円は、新病院の整備に対する補助でございます。

8 ページをお願いいたします。

歳出ですが、2 款、保険給付費、1 項、1 目、19 節、一般被保険者療養給付費 20,384,000 円は、療養給付費が増額傾向にありますことからの実績見込みによる増でございます。

後期高齢会計をお願いいたします。

議案第 9 号、平成 29 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

今回の補正は、歳入では、特別徴収保険料の実績見込みによる増額及び繰越金の計上、歳出の広域連合への納付金の実績見込みによる増額が主な内容でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8,877,000 円を追加し、総額を 78,140,000 円とするものでございます。

補正予算は以上でございます、次に議案集に戻っていただきまして、5 ページをお願いいたします。

議案第 12 号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例でございます。

はじめに、本案件から議案第 15 号までの 4 議案は、いずれも平成 27 年 5 月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が成立し、いわゆる国保の都道府県化への移行等に伴い、関係条例の所要の整備を行うものでございます。

本案件でございますが、国民健康保険法施行令の一部改正を受けましての町税条例の一部改正でございます。

改正の趣旨は、第 127 条第 1 項につきまして、都道府県化に伴い、都道府県が財政運

営の責任主体となり、市町村は保険税を財源に運営に要する費用を納付することになりますことから、改正条例案につきましては県に納付する費用に充てるために国保税を賦課する旨をそれぞれの算定項目に明記するものでございます。併せて、条文整理をしようとするものでございます。なお、今般の改正条例にあたって、資格取得喪失等の窓口手続き及び国保税の算定等、町民の方々に対する影響等はないものでございます。

平成30年4月1日からの施行とするものでございます。

次に、7ページお願いいたします。

議案第13号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、国民健康保険法の一部改正に伴い条文の整備を行うものでございます。

今回の法改正では、市町村には市町村名を明記した国保事業の運営に関する協議会の設置が求められているところでありまして、既存組織である国保運営協議会の設置規定を設けることを含めての改正であり、そのほか条文の整備を行うものでございます。

平成30年4月1日からの施行とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

議案第14号、葛巻町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例でございます。

この条例案も国民健康保険法の一部改正を受けましての所要の整備を行うものでございます。

改正事項の要旨としましては、国保の都道府県化に伴って、都道府県が財政運営の責任主体となり、後期高齢者支援金及び介護納付金の事務が都道府県に移管されることを踏まえ、町の国保事業全般において財政調整基金を充てられるよう見直しを図るものでございます。

30年4月1日からの施行とするものでございます。

11ページお願いいたします。

議案第15号、葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正で、住所地特例の見直しが行われたことを受けまして、所要の整備を行うものでございます。

改正の趣旨は、例えば75歳前の国保被保険者が住所地特例を受けまして施設入所中に75歳に到達した場合は、後期高齢者医療の住所地特例が適用されないため、施設所在地の広域連合が保険者となっているものでございます。今般、この扱いについて、75歳以降も引き続き住所地特例を受けられるようにするものでございます。

その結果、被保険者は前住所地の市町村が加入する広域連合の被保険者となりますことから、条例改正におきましては、第3条の保険料を徴収すべき被保険者の項目に第5号を追加しまして、保険料を徴収できるようにする改正でございます。

この条例も、平成30年4月1日からの施行でございます。

14ページをお願いいたします。

議案第16号、いらっしやい葛巻子育て支援住宅条例の一部を改正する条例ござい

ます。

小屋瀬いらっしやい住宅としまして、3棟目の整備を進めているものであり、施設の設置を追加するものでございます。

条例内容は、改正後の方でございますが、事業繰越をお願いしてございまして、建築年度を30年度とし、構造等、戸数は木造2階建1棟、1戸でございます。

15ページをお願いいたします。

議案第17号、岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

本議案は、紫波、稗貫衛生処理組合に常勤の職員が配置されなくなりますことから、総合事務組合の共同処理する事務のうち常勤職員の退職手当の支給に関する事務について、紫波、稗貫衛生組合を除くことの協議と、そのための規約改正について議決をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

改正内容でございますが、別表第2中、右側の方の表ですが、共同処理する団体から除く団体を一部事務組合の関係を括弧書きで列挙してございますが、この中に紫波、稗貫衛生処理組合を追加するものでございます。

施行は、平成30年4月1日からとするものでございます。

18ページをお願いいたします。

議案第18号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてでございます。

平成30年3月31日をもって、紫波、稗貫衛生処理組合を総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、地方自治法の規定により財産処分を行うことの協議が岩手県市町村総合事務組合からあり、同法の規定により議決を求めるものでございます。

協議の内容でございますが、19ページをお願いいたします。

財産処分に関する協議書でございます。内容は、紫波、稗貫衛生処理組合が退職手当負担金として総合事務組合に納付した額、この場合、事務相当分は除きますが、その納付した額が紫波、稗貫衛生処理組合の退職職員に支給した実績と比べまして超えている場合は、紫波、稗貫衛生処理組合の構成団体でございます退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持分に相当する額を紫波、稗貫衛生処理組合に還付いたしまして、満たない場合は、満たない額を納付させるというものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

それでは、議案第5号、平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算について、ご説明を申し上げます。

第2条、業務の予定量でございますが、一般病床につきましては42床、介護療養型病床につきましては18床でございます。

患者数につきましては、1日平均、一般が34人、療養型が16人、外来患者数につきましては150人で算定しているものでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございます。病院事業収益につきましては、総額で1,089,632,000円、支出の方でございますが、病院事業費用1,149,510,000円でございます。ここに掲げているものにつきましては税込み計上でございます。収支の差額につきましては59,878,000円のマイナスということで、いわゆる赤字予算ということになっております。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。

第4条、資本的収入及び支出でございます。資本的収入につきましては8,816,000円、支出につきましては14,033,000円ということで、内容につきましては、建設改良費、心電図モニターの購入が3,600,000円ほどと、企業債の償還が10,429,000円ありまして、それに伴う企業債、負担金、補助金等が歳入にあるもので、収支の差額5,217,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

続きまして、第5条、企業債につきましては、医療機械購入事業3,600,000円に対しまして、2,400,000円の起債を予定しているものでございます。

続きまして、第6条、一時借入金でございますが、前年度と同額の4億を限度とするものでございます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費につきましては536,898,000円、交際費につきましては1,550,000円とするものでございます。

第8条、たな卸資産購入限度額につきましては163,596,000円とするものでございます。

次のページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、収入、入院につきましては、単価を、一般が23,300円でみております。外来につきましては7,500円でみているものでございます。

次のページ、6ページをご覧ください。

介護につきましては、単価を13,500円でみているものでございます。

医業外収益の他会計負担金及び補助金につきましては、不採算地区の繰入金のところ、前年度と比較して大幅に減額しているものでございます。

それから、7ページの中段付近でございますが、長期前受金の戻入でございますが、平成30年度の減価償却分に対応する補償金分ということで、94,068,000円をみているものでございます。

特別利益でございますけれども、他会計繰入金ということで、前年度まで経営安定化対策で50,000,000円お願いしていたところでございましたけれども、新病院にあたっての

コストの増加分等を見込みまして、25,000,000円増額いたしまして、75,000,000円を一般会計にお願いするという内容でございます。

8ページをご覧ください。

給与費につきましては、8,500,000円ほどの減額、材料費につきましては16,000,000円ほどの減額ということでございます。

それから、経費につきましては、トータルでは2,104,000円の増額となっておりますが、12ページをご覧ください。委託料が前年度に比べて増加しているものでございます。主なところは、維持業務、ボイラー業務、それから、最後に経営診断業務等をお願いするものでございます。

続きまして、16ページ、減価償却費につきましては、新病院の減価償却が始まることから、162,163,000円というものでございます。

17ページになりますけれども、支払利息が、企業債の償還が始まることから16,634,000円とするものでございます。

続きまして、18ページは、先ほど冒頭に説明したとおりの内容でございます。お目通しをください。

続きまして、20ページ、21ページでございますけれども、キャッシュフローの計算書でございます。

当期純利益でございますけれども、74,465,000円とみているものでございます。これにつきましては、税抜き計上でございますので、予算の税込みとは若干異なる数字となっております。

一番下のところをご覧くださいと思います。

30年度末の予定が718,341,000円の現金にいたしまして、30年度におきまして32,670,000円減額するものでございます。

22ページ、貸借対照表をご覧くださいと思います。

22ページの中段付近が現金の動きのところになっております。

23ページの一番下の方になりますけれども、30年度末の当期末の未処理剰余金ということで、1,107,879,000円とみるところでありまして、税込み計上するために消費税の処理等がございまして、多めになっているものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第10号、平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)でございます。

第2条、一般病床を60床でございましたが、9月1日の新病院の開業に併せて18床減じておりまして、42床としているものでございます。

患者数につきましては、実績見込みに合わせて減額しているものでございます。

第3条でございますけれども、収益的収入及び支出の予算額でございますが、病院事業収益でございますが、合計で955,956,000円、支出の方が1,306,178,000円ということで、ここの収益の差額につきましては350,222,000円となるものでございます。

ちなみに税抜き計上いたしますと、収支の決算見込みは610,188,000円の差がマイナスになるもので、この差額につきましては消費税の分があると思っているところでござ

います。

続きまして、2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますけども、収支の補正予算、収入の方につきましては538,041,000円、支出の方につきましては538,372,000円とするもので、収支の差331,000円となるもので、その額を補正するものでございます。

企業債につきましては、変更前382,600,000円を、変更後253,900,000円とするものでございます。

第6条の流用する経費につきましては、556,363,000円とするものでございます。

続きまして、4ページをご覧くださいと思います。

4ページの収入の方でございますけども、他会計繰入金がございます、経営安定化対策にしまして、当初予算50,000,000円ございましたけども、新病院建設に係る負担分等を考慮いたしまして、50,000,000円増額して1億円の繰り入れをトータルでお願いするものでございます。

それから、その下、特別利益につきましては、旧病院の除却にかかる費用ということでございます。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。

材料費については21,000,000円ほど減額、経費につきましては、減額しているものですが、新病院にあたって、29年度は発生せず、30年度から発生する経費が多くなってきたことから、このような経理となるものでございます。

一番下の特別損失につきましては、旧病院の解体に伴うものでございます。

それから、8ページをご覧くださいと思いますが、これにつきましては、電子カルテ、概ね46,000,000円ほどで入れたのですが、当初は起債を見込んでいたのですが、これを国保調整交付金の目途が立ったということで、歳入の方の調整交付金を増額、それで、建設企業債を減額等の調整をしているものでございます。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。

キャッシュフロー計算書でございますけども、当期純利益610,188,000円のマイナスになりますけども、一番下の欄をご覧くださいと思います。28年度末の決算で現金が684,136,000円あったものでございますが、現金ベースですと34,000,000円ほどの増加となりまして、718,341,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

それでは、議案第6号、平成30年度葛巻町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

まず、1ページからご説明いたします。

第2条、業務の予定量について、ご説明いたします。(1)給水戸数 2,694 戸、(2)年間総配水量でございますけれども、1,224,044 立米でございます。(3)一日の平均配水量でございますけれども、3,353 立米、(4)主な建設改良事業、現在進めている江川地区の水道整備事業でございますけれども、325,000,000 円でございます。現在、事業費ベースでの進捗率でございますが、75 パーセントほどとなっております、平成30年度の竣工を目指しているものでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出について、ご説明いたします。収入でございますけれども、第1款、水道事業収益 180,320,000 円、支出でございますけれども、第1款、水道事業費用 204,195,000 円となるものでございます。詳細につきましては、内訳表の方でご説明したいと思います。

2 ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出でございますけれども、収入、第1款、資本的収入 417,326,000 円でございます。支出でございますけれども、第1款、資本的支出 417,326,000 円、同額でございます。

続きまして、第5条及び第6条につきましては、予算規模に応じた限度額を定めているものでございますけれども、第5条、企業債、これは江川地区の水道整備事業に係るものでございますけれども、208,000,000 円。

それから、第6条の一時借入金でございますが、3 億円を限度額とするものでございます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますけれども、3 ページの方になりますけれども、職員給与費 27,642,000 円でございます。

それから、第8条、水道事業の運営に充てるための一般会計からの補助を受ける金額でございますけれども、10,821,000 円でございます。

第9条、たな卸資産購入限度額でございますが、5,400,000 円と定めるものでございます。

4 ページをお開き願います。

葛巻町水道事業会計予算実施計画ということで、収益的収入支出について、ご説明いたします。

まず、収入でございますけれども、1 款、1 項、1 目の給水収益でございますが、水道料金でございますけれども、これは、給水戸数 2,694 戸を台帳としたものでございますが、119,400,000 円を見込んでいるものでございます。

2 項、2 目、補助金、それから、長期前受金の戻入でございますけれども、これらを合わせて 50,165,000 円となるものでございます。

6 ページをお開きいただきたいと思えます。

支出でございますけれども、主なもののみを説明させていただきますけれども、1 款、1 項、1 目、6 節の委託料でございますが、水質検査業務 11,900,000 円、これは、月一度の9項目の検査、それから、一年に一度の23項目の検査ということで、検査が義務付けられているものについての検査業務委託料でございます。

7 ページをお開きいただきたいと思えます。

11 節の材料費、水道メーターでございですが、13 節の工事請負費、こちらも水道メーターの取替工事ということで、こちらも8年に一度メーターの交換をしなければならないということで、毎年280戸程度を交換しているものでございします。それに掛かる費用でございします。

8 ページをお開きいただきたいと思ひます。8 ページ、9 ページにつきましては、お目通しをいただければと思ひます。10 ページにつきましても、よろしくお願ひいたします。

11 ページをお開きいただきたいと思ひます。

これまで説明してききました内容は、収益的収入支出についてでございしましたけども、ここからは資本的収入支出について、ご説明をいたします。

まず、収入でございしますけども、1 款、1 項、1 目、企業債でございしますが、江川水道整備事業に充てるものでございまして、208,000,000 円ということになっております。内容につきましては、右の欄をご覧いただきたいと思ひます。

それから、その下の補助金、国庫補助金でございしますけれども、事業対象の10分の4の国庫補助をいただいているものでございまして、こちらが116,960,000 円という予定でございします。

12 ページをお開きください。

支出についてでございしますけれども、1 款、1 項、1 目、配水施設費、こちらの江川水道の中身でございしますけれども、工事請負費318,300,000 円となっておりまして、来年は中村、大沢、寺田、橋場、鳩岡地区などの水道管の敷設ということで、4,521 メートルを予定しているものでございします。

表の一番下となりますけれども、企業債償還金は92,326,000 円という予定でございします。

14 ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書について、ご説明いたします。

まず、1の業務活動によるキャッシュフローでございしますけれども、これは第3条の収益的収入支出に該当する内容となりますけれども、当期純損失、マイナス23,875,000 円、それから、減価償却費100,516,000 円、その下の下となりますけれども、長期前受金戻入額、マイナス34,904,000 円ということで、一番下のところとなりますけれども、業務活動によるキャッシュフローは41,410,000 円と見込んでおります。

それから、15 ページをお願ひいたします。

投資活動によるキャッシュフローでございしますけれども、こちらは第4条の資本的収入支出に該当する内容となりますけれども、有形固定資産の取得による支出、これも江川地区の建設改良費に相当するものでございしますけれども、マイナス325,000,000 円、その下にいきまして、国庫補助金による収入、こちらが116,960,000 円ということで、投資活動によるキャッシュフローは、マイナス208,040,000 円というように見込んでおります。

3 番の財務活動によるキャッシュフローでございしますけども、こちらも第4条に係る内容でございまして、建設改良等の財源に充てるための企業債による収入が

208,000,000円、その下になりますけれども、建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出がマイナス92,326,000円、その下にいきまして、他の会計からの収入でございませけれども、こちらが51,235,000円ということで、財務活動によるキャッシュフローは166,909,000円ということになります。

これらの各項目の合計をいたしますと、一番下の欄になりますけれども、資金の増加額が279,000円、資金の期首残高180,128,000円と見込んでおりますが、こちらに279,000円を足しまして、期末残高を180,407,000円と見込んでおるものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

こちらの対照表になりますけれども、こちらはお目通しいただければと思います。

18ページ、19ページの損益計算書につきましても、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以下、お目通しをいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、議案第11号、平成29年度葛巻町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正でございませけれども、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございませ。

第2条の収入でございませけれども、第1款、第1項、営業収益でございませが、176,000円を増額いたしまして、123,659,000円、第2項、営業外収益21,616,000円を増額いたしまして、71,781,000円とするものでございませ。

支出でございませけれども、第1款、1項、営業費用5,585,000円を減額いたしまして172,692,000円、第2項、営業外費用2,000円を増額いたしまして19,701,000円、第3項、特別損失2,000円増額いたしまして2,000円という内容でございませ。

2ページをお開きいただきたいと思ひます。

収益的収入及び支出について、ご説明をいたします。

まず、収入についてでございませけれども、1款、1項、2目、その他営業収益、こちらが170,000円、工事費の負担金となりますけれども176,000円を増額でございませ。2項、2目、3目、4目とありますけれども、こちらは説明のとおりでございませけれども、21,616,000円を増額となるものでございませ。

3ページをお開きいただきたいと思ひます。

支出についてでございませけれども、1款、1項、1目、原水浄水配水給水費ということで、こちらは施設等の修繕費、それから電気料等に係るものでございませけれども、3,470,000円を増額でございませ。それから、3目、減価償却費ということで、右の欄の方をご覧いただきたいと思ひませけれども、構築物減価償却費の減額となるものでございませけれども、今回、資産の再精査をした結果による減額でございませ。9,055,000円の減額となるものでございませ。

次に、4ページ、5ページのキャッシュフロー計算書以降につきましては、お目通しをいただき、ご審議いただきたいと思ひます。

簡単でございませけれども、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第1号から同意第1号までの19議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第1号から同意第1号までの19議案については、今会議中に審査を終え、3月13日の最終本会議で、委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から同意第1号までの19議案については、3月13日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第7号から同意第1号までの13議案の審査については、3月6日に行い、議案第1号から議案第6号までの6議案の審査については、3月9日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

（散会時刻 12時27分）